

平成 17年 9月 30日

## 入札制度の改正について

### 1.入札談合に対する損害賠償金条項の契約約款への明記

平成 17年 10月から、建設工事、委託業務、物品調達等における談合等の不正な入札を防止するため、契約締結後談合等が発覚した場合における契約の損害賠償を求める措置として、契約約款に「損害賠償金条項」を次のとおり明記します。

#### 対象事案

ア．独占禁止法による違反行為（排除勧告、課徴金納付命令に対する、勧告審決、同意審決又は審判審決の確定に対する審決等の確定等）、課徴金納付命令に対するみなし審決の確定及び審決取消しの訴えの請求棄却又は訴え却下の判決の確定。

イ．入札談合罪、入札妨害罪による刑の確定。

ウ．贈賄罪による刑の確定。

#### 規定内容

上記 に該当した場合に、契約金額の 10%の損害賠償金を請求する。

#### 適用時期

平成 17年 10月 1日。

(問合せ先)

阪神水道企業団経理課契約係

TEL :078-431-1902 (内線 251・252・253)